

【2026年3月1日～】京都市宿泊税条例で定める宿泊税の変更のお知らせ

お客様各位

宿泊税についてのご案内

平素は KYOTO PLEASANT HOTEL に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

京都市宿泊税の税率改定に伴い、2026年3月1日（日）より宿泊税率が下記の通り変更となります。

■ 京都市宿泊税の改定内容（2026年3月1日以降の宿泊分より適用）

宿泊料金（1人1泊）6000円未満：改定前 —／改定後 200円

宿泊料金（1人1泊）6000円以上2万円未満：改定前 —／改定後 400円

宿泊料金（1人1泊）2万円以上5万円未満：改定前 —／改定後 1000円

※宿泊税の税率は、宿泊料金お1人様1泊に対する税率です。

※宿泊税における「宿泊料金」とは、食事（朝食・昼食・夕食）料金等を含まない、ご宿泊のみの料金です。

※カード決済予約の場合は宿泊税のみ現地支払となります。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

2025年12月

KYOTO PLEASANT HOTEL

■京都市宿泊税の税率改定のご案内

京都市宿泊税条例に定められた1人1泊当り宿泊税

【改定前】～2026年2月28日（土）

-20,000円未満：200円

【改定後】2026年3月1日（日）～

-6,000円未満：200円

-6,000円以上20,000円未満：400円

-20,000円以上50,000円未満：1000円

をご宿泊料金とは別にホテルにて徴収させていただきます。

<宿泊料金について>

●宿泊料金に含まれるもの

素泊まりの料金、素泊まりの料金にかかるサービス料、清掃代（強制料金）

●宿泊料金に含まれないもの

消費税等に相当する金額（消費税、地方消費税、入湯税などの租税一般）

宿泊以外のサービスに相当する料金（プレザントルームの利用）

※宿泊税における「宿泊料金」とは、ご宿泊のみの料金です。

※カード決済予約の場合は宿泊税のみ現地支払となります。

京都市宿泊税のご案内